

秋田市郊外型はつらつくらぶ事業業務委託仕様書

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 業務内容

(1) 次に掲げる教室等を選択し、介護予防に資する内容を実施すること。

- ア 健康教室
- イ 筋力向上トレーニング教室
- ウ 転倒骨折予防教室
- エ 軽スポーツ教室
- オ 教養講座
- カ 陶芸・園芸等の創作活動
- キ 手芸・木工・絵画等の趣味活動
- ク 戸外レクリエーション
- ケ その他当該事業の目的に合致すると認められるもの

(2) 実施回数および実施時間

- ア 各参加者が月2回以上、年間を通じて参加できるコースプログラムを3コース設定すること。なお、各コースプログラムは、できる限り決まった曜日ごとに開催するなど、参加者や地域の実情に配慮したものとすること。
- イ 1回あたりの実施時間は、事業目的の達成に必要と認められる時間とする。

3 業務上の条件

(1) 業務の実施場所

雄和地域において、公民館など地域の拠点となる施設に出向いて実施すること。ただし、3コースのうち1か所は雄和の大正寺地区で実施すること。

(2) 業務の実施

- ア 教室等の選択にあたっては、「運動器の機能向上」を効果的に実現するため、実際に体を使うメニューを多く取り入れるよう配慮すること。
- イ 休息や懇談の時間を随時挟むなど、高齢者が参加しやすいメニューとすること。
- ウ 参加者の傷害保険の加入および支払いに留意すること。
- エ 事業の始めと終わりに、参加者の自己診断アンケートおよび体力測定を実施し、参加者ごとに氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、参加状況、身

体状況等の特記事項を記録すること。また、事業の終了後、参加者に対して、体力測定等の結果を通知すること。

オ 新規参加者の獲得のため事業の周知を図ること。

(3) 参加者の募集および決定

ア 受託事業者は、秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者を対象に、事業の参加者を随時募集すること。

イ 前号に定める募集の人数は、20人以上を目安とし、事業の実施に支障が生じない人数とする。

ウ 受託事業者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定の有無にかかわらず、事業への参加が可能であると客観的に判断された者のうち、当該事業への参加が適当と認められる者を参加者として決定すること。

エ 受託事業者は、前号により参加者を決定したときは、参加者の氏名、住所、連絡先等を秋田市長（以下「市長」という。）に速やかに報告すること。

(4) 参加料等

参加料は、無料とする。ただし、教室等の実施に伴う原材料費等の実費（食事代等を含む。）は、参加者の負担とする。

(5) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(6) 事業計画書

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

(7) 実施報告書等

ア 受託事業者は、毎月の事業実施状況、利用状況等に関する事項を記載した月別実施報告書を作成し、翌月の14日（3月分にあつては、同月の末日）までに市長に提出すること。

イ 受託事業者は、全ての事業終了後、次に掲げる事項を記載した当該年度の業務完了報告書を作成し、年度末までに市長に提出すること。

(ア) 本業務の実施状況に関する事項

(イ) 参加者の体力測定等の個人記録に関する事項

(ウ) 委託経費の収支状況等

(エ) その他市長が指示する事項